議案第137号

街路樹の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和７年６月10日

福岡市長　髙　　島　　宗一郎

理由

本件は、街路樹の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第96条第１項の規定により議会の議決を求めるものである。

街路樹の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

街路樹の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

1　損害賠償の相手方及び損害賠償額

損害賠償の相手方	損害賠償額
[redacted]	473,836円

2　事件の概要

令和６年10月14日午後３時頃、市内南区大橋一丁目２番３号付近の道路の歩道上の街路樹の枝が枯れていたため、当該枝が折れて落下し、当該道路の車道を走行中の相手方[redacted]氏所有の普通乗用自動車に接触し、当該車両が破損して損害が生じたものである。